

平成 30 年 3 月 19 日
人 事 課

教員の懲戒処分について

本日付で、標記について、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 49 条第 9 号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	職位	性別	年齢	処分内容
国際総合科学群	教授	男性	50 代	停職 2 か月

2 事案の概要

学生の人格を否定するような発言や、具体的な説明や指導をすることなく叱責するなどの当該教員の不適切な言動について、平成 29 年 10 月に学生からハラスメント防止委員会に対し被害申立てがありました。同委員会は、調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、本年 1 月に当該教員の言動をアカデミック・ハラスメントと認定しました。

これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。審議においては、当該教員が教員管理職として所属教員を統括する立場であること、過去複数回ハラスメントに関する相談があり、国際総合科学群長からの指導があったこと等も踏まえ、判断したものです。

お問合せ先

横浜市立大学企画総務部人事課 Tel 045-787-2006

再審議の結果に関する報告に基づく懲戒処分の決定について

平成 29 年 8 月 1 日付の懲戒処分に関する不服申立てについて、再審議委員会にて審議が行われましたが、同年 10 月 19 日に同委員会から再審議の結果に関する報告があり、この報告に基づき懲戒処分を決定しました。

1 処分内容等

(1) 処分内容

原処分内容	再審議の結果に関する報告に基づき決定された処分内容
停職 3 か月	停職 2 か月

(2) 通知日

平成 29 年 10 月 23 日

【原処分の概要：平成 29 年 8 月 1 日公表】

所 属	国際総合科学群
被処分者	教授 50 歳代
処 分 日	平成 29 年 8 月 1 日
処分内容	停職 3 か月
概 要	<p>平成 28 年 12 月に当該教員の言動について、学生からハラスメント防止委員会に対し、被害申立てがありました。同委員会は、調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、本年 3 月に当該教員の言動をハラスメント(アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)として認定しました。これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。</p> <p>なお、当該教員には、以前にも同様の被害申立てがありましたが、ハラスメントと認定はされず、当該教員の言動についてはハラスメント防止委員会委員長(副学長)が指導を行いました。</p>

連絡先

横浜市立大学企画総務部人事課 Tel 045-787-2006

平成 29 年 8 月 1 日
人 事 課

教員の懲戒処分について

本日付で、標記について、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 49 条第 9 号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	補職	性別	年齢	処分内容
国際総合科学群	教授	男性	50 代	停職 3 か月

2 事案の概要

平成 28 年 12 月に当該教員の言動について、学生からハラスメント防止委員会に対し、被害申立てがありました。同委員会は、調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、本年 3 月に当該教員の言動をハラスメント(アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)として認定しました。これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。

なお、当該教員には、以前にも同様の被害申立てがありましたが、ハラスメントと認定はされず、当該教員の言動についてはハラスメント防止委員会委員長(副学長)が指導を行いました。

お問合せ先

横浜市立大学企画総務部人事課 Tel 045-787-2006